

令和7年度目黒区防犯機器等購入緊急補助金交付要綱

令和7年4月23日付け目危危第143号決定

(目的)

第1条 この要綱は、侵入強盗等の犯罪による被害を未然に防止するため、住宅の防犯対策を行う区民に対し、その費用の一部を補助することにより、区民の防犯意識の高揚及び区民生活の安全と安心の確保に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、目黒区の住民基本台帳に登録されている世帯の世帯主又はこれに準ずる者で、かつ、その住所に居住している個人とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付対象となる防犯対策は、補助対象者が現に居住する住宅に対して行った別表に定める防犯対策に要した費用(消費税を含む。)とする。

2 補助金の交付は、一世帯につき1回とする。ただし、共同住宅にあっては、一戸につき1回とする。

3 第三者から借り上げた住宅に居住している者が防犯対策を行おうとするときは、所有者の同意を得なければならない。

4 次に掲げる場合は、交付の対象としない。

- (1) 新築された住宅への取り付けの場合
- (2) 共同住宅における共用部分への設置の場合
- (3) 購入(フリマアプリ等による購入を除く。)以外の方法で防犯機器等を取得した場合
- (4) 住宅に併設されている店舗や事務所への設置の場合
- (5) 管理者や管理組合など住民以外の者が導入する場合
- (6) 転売、譲渡等を目的とする場合

(補助金額)

第4条 補助金の額は、原則として、令和7年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る区市町村補助金交付要綱（令和7年3月28日付け6生安治第194号）における補助金の交付が認められる範囲内において、補助対象者が防犯対策に要した経費に4分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とし、30,000円を限度とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を、令和8年2月27日までに区長へ提出しなければならない。

- (1) 目黒区防犯機器等購入緊急補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）
- (2) 防犯対策の内容及びその施工日又は購入日が記載された領収書の原本又は写し
- (3) 製品等を確認できるカタログ、図面その他区長が必要と認める資料
- (4) 本人確認書類の写し（運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書、官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳（身体障害者手帳等）、各種年金手帳等）
- (5) 防犯対策後の写真
- (6) 第三者から借り上げた住宅に居住している者が補助金の交付を受けようとする場合は、当該住宅の所有者の同意書
- (7) 補助申請に当たっての確認書（別記第2号様式）

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、目黒区防犯機器等購入緊急補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、補助金の交付をしないことを決定したときは、目黒区防犯機器等購入緊急補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第7条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定をしたときは、当該補助金を第5条第1号の申請書兼請求書に記載された申請者本人の預金口座へ振り込むものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定者が法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 暴力団の活動を助長し、又は、暴力団の運営に資すると認めるととき。

(補助金の返還)

第9条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じるものとする。

(検査)

第10条 区長は、必要があると認めるときは、職員に補助金の交付対象となった防犯対策について確認を行わせるとともに、申請者又は関係者への調査を行わせるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関しては、目黒区補助金等交付規則(昭和43年3月目黒区規則第6号)の定めるところによる。

付 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行し、同年4月1日以降に導入した防犯対策について適用する。

別表(第3条関係)

防犯対策
防犯カメラの設置
カメラ付きドアホンの設置
防犯性能の高い鍵の取付又は交換
補助錠の取付又は交換
ガードプレートの取付又は交換
防犯ガラスへの交換
防犯フィルムの貼り付け
補助錠の取付又は交換
面格子の取付又は交換
ガラス破壊センサーの取付又は交換
センサー付きライトの取付又は交換
センサー付きアラームの取付又は交換
防犯砂利の敷設
その他侵入盗被害防止に有用とされるもの

なお、以下は、交付対象外とする。

経費では、リースやレンタル、電気代などのランニングコスト、ホームセキュリティなどの委託費用等毎月の支払いが生じるもの及び移設・撤去費用・配送料

品目では、防犯ブザー、催涙スプレー、護身用グッズ等携行品、自動通話録音機、撒菱、木刀等武器・道具。

目黒区長宛て

申請者

住所	目黒区
フリガナ	
氏名	
電話番号	-

目黒区防犯機器等購入緊急補助金交付申請書兼請求書

目黒区防犯機器等購入緊急補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

交付決定がされた場合においては、当該交付決定額を下記口座に振り込んでください。

防犯設備名	<input type="checkbox"/> 防犯カメラ <input type="checkbox"/> カメラ付きドアホン <input type="checkbox"/> 防犯性能の高い錠 <input type="checkbox"/> ガードプレート
	<input type="checkbox"/> 補助錠 <input type="checkbox"/> センサー付きライト <input type="checkbox"/> センサー付きアラーム <input type="checkbox"/> 面格子
	<input type="checkbox"/> 防犯フィルム <input type="checkbox"/> 防犯ガラス <input type="checkbox"/> ガラス破壊センサー <input type="checkbox"/> 防犯砂利
	<input type="checkbox"/> その他() ※複数選択可
設置(購入)年月日	令和 年 月 日
建物の所有区分	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 借家
補助対象経費 ※領収書等に記載の金額	円
交付申請(請求)額 ※千円未満切捨て ※上限額3万円、対象経費の3/4	円

振込先

金融機関名 支店名	銀行 信用金庫 信用組合 ()	本店 支店 出張所
種別	1 普通	2 当座
口座番号		
口座名義人		

※訂正箇所は、修正液での修正を行わないでください。

※ゆうちょ銀行の場合、口座番号は「番号」の最後「1」は記載不要

目黒区防犯機器等購入緊急補助申請に当たっての確認書

- 1 目黒区内に住民登録があり、かつ居住の実態がある。
- 2 1世帯で複数回の申請がなされていない。
- 3 管理者や管理組合など居住者以外からの申請ではない。
- 4 店舗や事務所等ではない。
- 5 共同住宅に設置する場合、管理者等の同意を得ている。
- 6 賃貸物件に設置する場合、所有者や管理者等の同意を得ている。
- 7 カメラ機能の付いている機器の場合、設置場所及び撮影範囲は、管理の及ぶ範囲内である。撮影範囲内にやむを得ず管理の及ばない範囲が入る場合、当該撮影範囲の住宅等用者の同意を得ている。画像データについて適正な管理を行い、近隣住民のプライバシー保護に万全を期している。
- 8 設置工事費を申請する場合、専門業者が設置している。
- 9 転売・譲渡等を目的としていない。
- 10 補助要件を満たしていないこと、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合、補助金を速やかに返還する。

目黒区防犯機器等購入緊急補助金交付申請をするに当たり、上記の確認事項に相違せず、また、目黒区防犯機器等購入緊急補助金交付要綱に定める事項を遵守します。

目黒区 防犯機器等 購入
緊急補助金申請者_____

目危危第 号
令和 年 月 日

目黒区防犯機器等購入緊急補助金交付決定通知書

様

目黒区長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金について、下記のとおり決定したので、
通知します。

補助金交付決定額	円
※ 費用の3/4(1,000円未満切捨て)で、30,000円が上限です。	

〈交付条件〉

- 第三者から借り上げた住宅に居住している者が防犯対策工事を行った場合において、その当該工事により問題が生じたときは、申請者と所有者との間で処理してください。
- 偽りその他の不正な手段等により、補助金の交付を受けた場合は、補助金の全部又は一部を返還していただきます。
- この補助金制度を利用した防犯対策により生じた作業上の瑕疵及び防犯対策の後に生じた盗難等による損害について、区は一切の責任を負いません。

目黒区防犯機器等購入緊急補助金不交付決定通知書

様

目黒区長

印

年 月 日付けて申請のあった補助金については、下記の理由
により交付しないことを決定したので通知します。

(理 由)